

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇教委規則 鳥取県工業教員奨学資金貸与規則
◇公 告 鳥取県育英奨学生募集要領

教育委員会規則

鳥取県工業教員奨学資金貸与規則をここに公布する。

昭和三十八年四月三十日

鳥取県教育委員会委員長 英 原 治 郎

鳥取県工業教員奨学資金貸与規則

(目的)

第一条 この規則は、大学又は国立工業教員養成所に在学し、将来、鳥取県立工業高等学校の電気、機械、工業化學、電子、土木、建築の教科を担当する教員(以

下「工業教員」という。)として勤務しようとする者に対して奨学資金を貸与し、もつて工業教員を確保することを目的とする。

(奨学生の選定)

第二条 奨学資金の貸与を受ける者(以下「工業教員奨学生」という。)は、次の各号に掲げる要件をそなえている者のうちから教育委員会が決定する。

一 大学の第三、第四年次又は国立工業教員養成所第一、第二、第三年次に在学する者であること。

二 大学又は国立工業教員養成所を卒業後直ちに鳥取県立工業高等学校の工業教員となることが確実な者であること。

三 学業にすぐれ、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

2 工業教員奨学生が死亡し、又は第八条の規定により、奨学資金の貸与を取り止められたときは、その補充として、前項に規定する者のうちから工業教員奨学生を決定することができる。

3 工業教員奨学生に決定したときは、鳥取県工業教員

奨学生決定通知書（別記様式第一号。以下「決定通知書」という。）により本人に通知する。

(奨学資金の額)

第三条 奨学資金の額は、月額一万円とする。

(貸与の期間)

第四条 奨学資金を貸与する期間は、奨学生として決定された日の属する月から大学又は国立工業教員養成所の正規の修業年限の終期までとする。

(出願の手続)

第五条 工業教員奨学生を志望する者は、連帯保証人が連署した鳥取県工業教員奨学生願書（別記様式第二号）に在学証明書を添付して教育委員会に出願するものとする。

2 連帯保証人は二人とし、そのうち一人は本人が未成年者である場合はその保護者（親権を行なう者又は後見人をいう。）、成年者である場合は父母兄姉又はこれに代わる者でなければならない。

(誓約書)

第六条 工業教員奨学生として決定された者は、決定通知書を受けた日から十五日以内に連帯保証人と連署した誓約書（別記様式第三号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の期限までに誓約書の提出がないときは、工業教員奨学生の決定を取消すことができる。

(奨学資金の交付)

第七条 奨学資金は、毎月一月分ずつ交付する。ただし、都合により数月分を合わせて交付することができる。

2 奨学資金は、直接本人に交付する。
3 奨学資金を受領したときは、すみやかに領收証（別記様式第四号）を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学資金の取止め)

第八条 工業教員奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学資金の貸与を取り止める。

1 休学又は退学したとき。

二 傷病のため成業の見込みがないとき。
三 学業成績又は性行が不良となつたとき。

四 工業教員となることを取止めたとき。

五 死亡したとき。

六 その他工業教員奨学生として適当でないとき。

(借用証書の提出)

第九条 工業教員奨学生は、奨学資金の貸与が終了し、

又は前条の規定により奨学資金の貸与を取り止められたときは、連帯保証人と連署した鳥取県工業教員奨学生資金借用証書（別記様式第五号。以下「借用証書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

前項の規定に準じて借用証書を提出しなければならない。
い。
(奨学資金の返還)

第十条 奨学資金は無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して三月を経過した後五年以内に、年賦、半年賦又は一年以内の割賦の方法で返還しなけれ

ばならない。ただし、奨学資金は、いつでも繰り上げて返還することができる。

2 第八条第一号（本人の責による退学を除く。）、第二号及び第五号の規定により、奨学資金を取り止められた者（死亡した者については連帯保証人）は、二年以内に前項に準じて奨学資金を返還しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、工業教員奨学生が第八条第三号、第四号及び第六号の一に該当するときは、貸与した奨学資金の即時返還を命ずることができる。

(奨学資金の返還猶予)

第十一條 工業教員奨学生であった者が鳥取県立工業高等学校の工業教員に就職したとき、又は疾病、その他特別の理由により奨学資金の返還が困難となつた場合は、前条の規定にかかわらず、相当の間、その返還を猶予することができる。

2 返還猶予を受けようとするときは、連帯保証人と連署のうえ鳥取県工業教員奨学資金返還猶予願（別記様

式第六号)を、教育委員会に提出しなければならない。

3 返還猶予を認めたときは、その旨を本人に通知する。
(奨学資金の返還免除)

第十二条 工業教員奨学生であつた者が、卒業後直ちに鳥取県立工業高等学校の工業教員として本県に就職し、奨学資金の貸与した期間の二倍の期間を勤務したときは、奨学資金の全部の返還を免除するものとする。

2 工業教員奨学生であつた者が、前項で定める勤務期間に満たないで鳥取県立工業高等学校の工業教員を退職したときは、次の算式により計算された額に相当する額の奨学金の返還を免除することがある。

$$\text{免除額} = \frac{\text{奨学金の額} \times \text{高等学校の工業教員と}}{\text{奨学金の貸付を受けた月数} \times 2}$$

3 前二項の高等学校の工業教員として勤務した月数の計算に当つては、休職期間を含まず、かつ、一月に満たない端数は切り捨てるものとする。

4 工業教員奨学生又は工業教員奨学生であつた者が、

死(亡)し、又は不具廢疾のため精神若しくは身体の機能に高度の障害を残して労働能力を喪失し、その奨学金の全部又は一部について返還不能となつたときは、その全部又は一部の返還を免除することができる。

5 返還免除を受けようとするときは、連帶保証人と連署した鳥取県工業教員奨学資金返還免除願(別記様式第七号)に第二項の規定に該当する者にあつては勤務証明書を、前項の規定に該当する者にあつては家庭状況書(別記様式第八号)を添えて教育委員会に提出しなければならない。

6 返還免除を認めたときは、その旨を本人に通知する。
(延滞金)

第十三条 工業教員奨学生であつた者が、正当な理由がなくて奨学資金の返還を遅延したときは、延滞金を徴収することができる。

2 前項の延滞金は、百円につき一日三錢の割合をもつて算出した額とする。

(工業教員奨学生に関する届出)

第十四条 工業教員奨学生、又は工業教員奨学生であつた者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに鳥取

県工業教員奨学生異動届(別記様式第九号)により教育委員会に届け出なければならない。

一 第八条第一号、第二号及び第四号の規定に該当したとき。

二 氏名、住所又は職業に変更があつたとき。

三 連帶保証人の住所、職業その他身上に關する重要な事項に異動が生じたとき。

2 工業教員奨学生又は工業教員奨学生であつた者が、連帶保証人を変更したときは、鳥取県工業教員奨学生

保証人変更届(別記様式第十号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 工業教員奨学生又は工業教員奨学生であつた者が死亡したときは、相続人又に連帶保証人は、直ちに鳥取県工業教員奨学生死亡届(別記様式第十一号)に死亡の事実を證明する戸籍抄本を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一号

鳥取県工業教員奨学生決定通知書

決定番号	昭 第 号	大学	学科	科第	年次
------	-------	----	----	----	----

殿

鳥取県工業教員奨学資金貸与規則に基づき、鳥取県工業教員奨学生として決定し、次とおり奨学資金を貸与することになりましたので通知します。

貸与月額	昭 和 年 月 から
、	昭 和 年 月 まで

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会

昭和38年4月30日 火曜日 島取県公報(号外) 第42号

10

(註) 所得については、家族全員の所得ができるだけ詳細にありのまま記入すること。農業で裏作を行なっている場合は耕地面積のほかに作付延面積を記入のこと。(1反は約10アール)

医師は学校医または国公立診療所・保健所・学校付属病院の医師にかぎる。

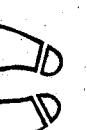
(第3種郵便物記入用)

00557

昭和38年4月30日 火曜日 (号外) 第42号 報公県取鳥日

既往症(主として結核症)
療名

発病 昭和 年 月



X線検査

※(透)(間)(直)

最終「ツ」反応

※(+)(±)(-)

全快 昭和 年 月

所見

最終B.C.G接種

昭和 年 月

検査の時 昭和 年 月

「ツ」陽性転化

昭和 年 月

検査の場所

診断

判定 就学※(可)(注意)(不可)

医師 氏名 所属

④

休学・転学・退学・身分の異動等も理由を付してもれなく記入のこと。

本人の履歴	昭和 年 月	中学校卒業	昭和 年 月	
			昭和 年 月	昭和 年 月
昭和 年 月	昭和 年 月		昭和 年 月	昭和 年 月
昭和 年 月	昭和 年 月		昭和 年 月	昭和 年 月

月平均必要学費	自家通学者は食費などを家庭に入れる者のはか生活費(食・住居費)の記入をしないこと。	
	家庭から	内・定職から
学費の出所	円	円
その他から	円	円
計	円	円
	食費	授業料
	住居費	学校納付金
	交通費	その他
	書籍学用品費	円
	計	円

以上のとおり記載事項に相違ありません。県の工業教員養学生としてご採用いただきたいと願いいたします。
 養学生としてご採用の上は、県工業教員養学生に関する諸規定を守り将学生としての義務をはたすはもとより、奨学資金の返還については、規定にしたがい誠実にその義務を履行いたします。
 万一、正当の理由がなくて奨学資金の返還を怠った場合には、返還期限にあわらず返還未済の全額に対する一括返還の請求をうけても、また強制徴収の措置をとられても異議ありません。
 上記のとおり連帯保証人と連署して誓約いたします。

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会段	本籍	人	連帯保証人	※明治 大正 昭和 年 月 日
現住所	本籍	人	連帯保証人	※明治 大正 昭和 年 月 日
現住所	本籍	人	連帯保証人	※明治 大正 昭和 年 月 日

(注意) 連帯保証人のうち一人は、本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行なう者または後見人をいいます。) 成年者である場合は父母兄姉またはこれに代わる者でなければなりません。(連帯保証人は将来本人と連帯して弁済責任を負います。)

私は、このたび鳥取県工業教員奨学資金貸与規則に基づき、奨学資金の貸与を許可されました。

つきましては、今後規則及び御指示の事項を堅く守り、
学業に励み、性行をつしみ成業いたします。
なお、奨学資金の償還その他の義務についても、規定
にしたがい、連帯保証人とともにその責に任じます。

昭和 年 月 日

住所

本人 氏名

住所

連帯保証人

氏名

鳥取県工業教員奨学資金借用証書

借用金額

十 万 千 百 十 円 也

鳥取県工業教員奨学生として貸を受けました上記奨学資金は、規定
にしたがい私ども連帯で裏面奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還
することを誓約いたします。

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会殿

本人

本籍

法定代理人

現住所

続柄・本人の()

本籍

連帯保証人

現住所

続柄・本人の()

明治
大正
昭和

年 月 日 生

本籍

連帯保証人

現住所

続柄・本人の()

明治
大正
昭和

年 月 日 生

右領收いたしました。
ただし、昭和 年 月 日
月分鳥取県工業教員
奨学資金として
一金 円也
領 収 証
決定番号 昭 第 号
大学 学部 科 第 年次
鳥取県教育委員会殿
氏名

00572

二 理由記		昭和年月日	昭和年月日から	昭和年月日まで	次とのおり奨学資金の返還を猶予下さるようお願いいたします。
連帯保証人氏名	本人氏名	連帯保証人住所	本人住所	連帯保証人住所	
四 理由記	一 貸与総額	二 返済額	三 返還免除を希望する額	四 円	次とのおり奨学資金の返還を免除下さるよう別紙家庭状況書を添えてお願いいたします。
<p>別記様式第六号</p> <p>鳥取県工業教員奨学資金返還猶予願</p> <p>決定番号 昭 第 号</p> <p>氏名</p> <p>出身学校名</p> <p>(注意)添付書類</p> <p>(1) 就職したときは、就職証明書</p> <p>(2) 疾病による場合は、医師の診断書</p> <p>(3) その他の理由による場合は、その事実を証する市町村長の証明書</p>					

00571

鳥取県工業教員奨学資金返還明細書

決定番号	返還総額	十	万	千	百	十	円
氏名	返還期間	年間					
借用金額内訳	借用期間	借用月数	借用月額	借用金額合計			
昭和年月～昭和年月	ヶ月			千	百	十	円
昭和年月～昭和年月	ヶ月						
昭和年月～昭和年月	ヶ月						
昭和年月～昭和年月	ヶ月						
借用終了年月日							
高等学校 大学 昭和年月日							
とその理由 卒業、退学、転学、死亡、辞退、その他取止め							
年賦	万	千	百	十	円	第一回	昭和年月日
返還(最終返還額)						以降毎年	同日
半年賦						第一回	昭和年月日
(最終返還額)						以降	月日と月日
割賦						第一回	昭和年月日
(最終返還額)						以降	月月、月月、同日
本人関係事項							
本籍	戸籍筆頭者が本人でないとき	戸籍筆頭者の氏名	生年月日	年月日生	本人との続柄		
卒業後の連絡先							
就職内定先とその所在地							

(記入上の注意)

- 太線でかこんだ枠内に所要事項を記入すること。
- 表面の借用証書と裏面の明細書の金額が相違しないこと。
- 記入は、正確、鮮明に、数字は算用数字を使用すること。
- 金額の訂正は、必ず本人の訂正印を押すこと。
- 年賦、半年賦、割賦いずれか希望のものについて記入すること。
- 返還明細書に記入したことは、必ず写をとつておくこと。
- 法定代理人は、本人が未成年者である場合に限る。

昭和 年 月 日

出身学校名 氏名

相続人(本人との続柄) 氏名

住所

連帯保証人氏名

氏名	年令	続柄	職業	所得額	氏名	年令	続柄	職業	所得額

鳥取県教育委員会殿

(注意)

1 木具廢疾の場合は、相続人氏名の代わりに本人の氏名とすること。

2 添付書類

- (1) 死亡に因る場合は死亡を証する戸籍抄本、不具廢疾の場合はその事実及び程度を証する診断書

- (2) 家庭状況書(返還不能の事情を証する書類)

別記様式第八号

家庭状況書(返還不能の事情を証する書類)

決定番号 昭 第 号

職印

00573 昭和38年4月30日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第42号

(第5種郵便物認可)

14

00573

昭和38年4月30日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第42号

(第5種郵便物認可)

14

二 生活状況

三 連帯保証人の状況

右のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

相続人

連帯保証人

連帯保証人

右のとおり相違ないことを証明します。

市町村長

職印

別記様式第十号

鳥取県工業教員奨学生異動届

別記様式第十号

鳥取県工業教員奨学生保証人変更届

別記様式第十号

鳥取県工業教員奨学生保証人変更届

別記様式第十号

記

一 旧連帯保証人 氏名

二 新連帯保証人 氏名

生年月日

在学(出身)学校名

本籍

現住所

続柄

職業

三 変更する理由

昭和 年 月 日

本人氏名

上記のことより異動いたしましたのでお届けします。

鳥取県教育委員会殿

昭和 年 月 日

本人氏名

鳥取県教育委員会殿
(注意)

- 1 不具廢疾の場合は、相続人氏名の代わりに本人氏名とする。

- 2 所得額についての証明は、必ず市町村長によること。

次のとおり変更しましたのでお届けします。

別記様式第九号

鳥取県工業教員奨学生異動届

別記様式第九号

鳥取県工業教員奨学生保証人変更届

別記様式第九号

鳥取県工業教員奨学生保証人変更届

別記様式第九号

鳥取県工業教員奨学生保証人変更届

別記様式第九号

異動理由

発生年月日

異動理由

発生年月日

異動理由

決定 在学又新 本 人 準帶保証人
(は出生又新 本 人 準帶保証人)
番号 (は出生又新 本 人 準帶保証人)
学校名別 氏 名 住 所 職業 氏 名 住 所 職業
番号 (は出生又新 本 人 準帶保証人)
新 旧

00576

00575

鳥取県教育委員会

住 所
連帯保証人氏名

④

鳥取県教育委員会

出 告

⑤

別記様式第十一印

鳥取県工業教育学生死亡届

昭和38年4月30日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

昭和38年度鳥取県育英奨学生募集要領

決定署印 昭 第 申

昭和38年4月30日

在学(生徒)学校名

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

氏 名

昭和38年度鳥取県育英奨学生募集要領

次のとおり死亡したので、直經券本を添付する由
けつがわ。

記

1 死亡原因 田 留 守 田 田 田

○高校奨学生

2 死 因 田

陸 留 守 田 田

相続人又は連帯保証人

住 所

1 県内に所在する高校第二学年に在学し、将来大学
学に進学しようとするとあること。

二 出願資格

○高校奨学生

1 県内に所在する高校第二学年に在学し、将来大
学に進学しようとするとあること。一 制度の目的
県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学
に在学し、学業成績優秀及び身心健全で、かつ、経済
的理由により修学困難である者に対し、奨学資金を
貸与し、もつて有用な人材を育成することを目的とす
る。

2 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、

かつ、身体が強健であること。

1 中学校第2、第3学年の学習成績の平均値が、

それぞれ4、2以上であること。

口 高等学校第1学年の学習成績が学年全生徒の
10%以内であること。3 同一世帯における年間収入が次の基準以内で、
経済的理由により修学が困難であると認められる
こと。

第1表 収入基準額表

区 分	収入基準年額
世帯人	257千円
2 人	316
3 人	375
4 人	433
5 人	492
6 人	550
7 人	609
8 人	656
9 人	749
10 人	795
11 人	844
12 人	844

第2表 特別控除額表

特別の事由	特別控除年額
就学者の世帯で あること。	小学校児童 1人につき 10,000円
	中学校生徒 " 15,000円
	高等学校生徒 " 30,000円
	大 学 生 " 60,000円

・身体障害者長期
療養者等のある
世帯であること。
・経済的に特別の支出をしている金額(医師
等の支払金額証明書を添付すること。)

(備考)

*第1表の金額は、同一世帯における年間総収入額か
ら、次の控除額を差引いた後の年間収入額で、この基
準額以下の収入状況にあるものが、出願資格者となる。

イ 給与所得控除

- (1) 収入金額が41万円以下である場合
1万円と、当該収入金額から1万円を控除した金
額の20%に相当する金額との合計額
- (2) 収入金額が41万円をこえ71万円以下である場

9万円と、当該収入金額から41万円を控除した金額の10%に相当する金額との合計額

(3) 収入金額が71万円をこえる場合

1律12万円

ロ 営業所得控除

農業、工業、商業、水産業等の所得について正当な必要経費として支出された金額

ハ 特別控除

第2表に定めるそれぞれの金額

4 他から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていること。ただし、この奨学資金を受けることになった場合他の奨学資金を辞退するときは差支えないこと。

5 奨学資金を受けることとなる日(昭和38年4月1日)の1年前から、引続き県内に住所を有する者(者)の子弟であること。

○大学奨学生

00577

昭和38年4月30日 火曜日 第42号(号外) 第42号(号外) 第42号(号外) 第42号(号外) 第42号(号外)

1 大学第1年次に在学する学生であること。

2 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

高等学校第1学年から第3学年までの学習成績の平均点が、それぞれ3、5以上であること。

3 その他高校奨学生の出願資格に準ずる。

三 採用人員

高校奨学生 30人 計150人

四 奨学資金の額

高校在学中 月額 2,500円
大学在学中 月額 6,000円

五 貸与の期間

奨学資金の貸与の始期は、昭和38年4月で、その期間はそれぞれ次のとおりとする。

1 高校奨学生にあつては、原則として高等学校第2学年から、大学に進学した場合、それぞれの大学の修業年限の終期まで。

2 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期まで。

六 奨学資金の返還

授学資金は無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に、年賦、半年賦又は1年以内の割賦で返還しなければならない。ただし、貰いやむを得ない事情があると認めたときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。

七 出願の手続

1 奨学生を志望する者は、次の書類を調整して在学高等学校長又は出身高等学校長に出願すること。

イ 鳥取県育英奨学生願書 1部
ロ 家庭状況調書 1部

ハ 在学証明書(大学に在学する者に限る。) 1部
2 前項の願書に連署する連帯保証人は、2人とし、うち1人は本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)、成年者である場合は父母兄姉又はこれに代わる者でなければな

らない。

八、出願及び選考の時期

1 出願(推薦)期日

昭和38年5月20日(月)まで

2 選考期日

昭和38年5月下旬

第1次選考(書類) 昭和38年5月下旬

第2次選考(面接) 昭和38年6月上旬

(第2次選考は、高校奨学生として第1次選考合格者について行なう。)

九 その他

この制度についての問合せ及び連絡は、在学(又は出身)高等学校又は県教育委員会高校教育課に行なうこと。